

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

県立学校職員の公務におけるタクシー等の借上自動車の利用基準について（通知）

職員の旅費に関する条例等の一部改正に伴い、県立学校職員の公務におけるタクシー等の借上自動車の利用基準について、別添のとおり定めたので通知します。

別添

県立学校職員の公務におけるタクシー等の借上自動車の利用基準について
（最終改正 平成12年4月3日 教職第24号）

（趣旨）

第1 趣旨

県立学校職員が公務により旅行する際に、道路運送法(昭和26年法律第183号) 第3条第1項第1号に定める一般乗用旅客自動車運送事業を営む事業者から借り上げるタクシー等の自動車（以下「借上自動車」という。）を利用することについての基準等を定めるものとする。

第2 適用対象職員

県立学校職員（以下「職員」という。）とする。

第3 借上自動車の利用基準

旅行命令権者は、公共交通機関を利用すると公務の遂行が著しく遅滞し、又は困難となると判断される場合（用務先が複数の地域にわたる場合、交通不便な地域である場合、荷物・給与を運搬する場合、その他緊急に業務を処理する必要がある場合など）であって、県有自動車を使用することが困難な場合は、借上自動車の利用による旅行を命ずることができるものとする。

第4 借上自動車の乗車証の交付

旅行命令権者は、職員にタクシーの使用による旅行を命ずるときは、埼玉県乗車証取扱要領（平成12年4月1日施行）に定める「乗車証」を交付するものとする。

第5 乗車証の交付が困難な場合の措置

緊急を要する場合や、県外における旅行の場合など、前条の「乗車証」の交付が困難な場合について、職員がタクシーの利用料金を支払った場合は、旅行終了後、旅行命令権者に速やかに支払いを証する書類を提出するものとする。

第6 施行期日

平成10年4月1日